

## 結婚新生活応援金Q&A

	区分	質問内容
Q1	世帯状況	再婚の場合対象になりますか？
Q2	住所	婚姻日時点で浜田市に住民票がありませんでしたが、対象となりますか？
Q3	申請書類	申請書類はどこでもらえますか？
Q4	申請書類	婚姻届受理証明書や戸籍謄本はどこで発行できますか？
Q5	申請	郵送で申請してもいいですか？
Q6	その他	結婚新生活応援金は所得税がかかりますか？

	回答
A1	対象となります。ただし、夫婦の一方または双方が過去に結婚に係る給付を受けたことがある場合は、対象となりません。
A2	対象になる場合があります。 婚姻日に夫婦の一方又は双方が浜田市に住民票があり、申請時に夫婦双方が浜田市に住民票があれば対象となります。
A3	浜田市役所 本庁4階 定住関係人口推進課又は各支所 防災自治課にお越しいただくか、浜田市のホームページにて印刷できます。
A4	総合窓口課で発行ができます。 ただし、婚姻届提出後、発行までにはお時間がかかります（婚姻届を提出した市町村により時間は異なります。）のでご注意ください。
A5	郵送で申請いただいても構いません。ただし、不備等ありましたら連絡をしますので、申請書には必ず連絡先を記載ください。
A6	一時所得に該当します。他の一時所得とされる所得との合計額が50万円を超える場合、申告をする必要があります。